

○東京藝術大学における職員の旧姓・通称の取扱いに関する要項

〔平成28年9月15日〕
制 定

改正 令和5年10月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学における職員の旧姓及び通称の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「旧姓」とは、婚姻等により戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏をいう。
- (2) 「通称」とは、戸籍上の氏名（以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（旧姓を除く。）をいう。また、「通称」には外国籍でかつ住民票に通称名が記載されている場合及び職員本人が本名を使用することで著しく不都合が生じる等特別の事情がある場合を含む。

(使用ができる文書等)

第3条 旧姓及び通称は、次に掲げる文書等を除き、使用することができるものとする。

- (1) 税金関係文書（源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等）
 - (2) 共済事業関係文書（組合員証、被扶養者申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等）
 - (3) 財形貯蓄関係文書
 - (4) 旅券関係文書
 - (5) 訴訟関係文書
 - (6) 保険関係文書（生命保険、厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等）
 - (7) 給与支給関係文書（職員別給与簿、基準給与簿、給与支給明細書、勤務時間報告書等）
 - (8) その他旧姓及び通称を使用することが困難であり、又はふさわしくないもの
- 2 旧姓及び通称の使用を許可された場合は、原則として旧姓及び通称のみを使用するものとする。ただし、本名及び通称の併記が必要又は事務処理上効率的な文書については、この限りでない。

(旧姓・通称使用担当相談員)

第4条 本学に、旧姓及び通称の使用について相談を受け、必要な連絡調整及び周知徹底を行うため、旧姓・通称使用担当相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、人事労務課長をもって充てる。

(旧姓・通称使用・中止手続)

第5条 旧姓・通称を使用しようとする職員は、旧姓・通称使用申出書（別紙様式

1) により、学長に申出なければならない。

- 2 職員は、第2条第2号により「通称」の申出を行う場合、当該職員が所属する部局の長（以下「部局長」という。）に通称が広く通用している客観的事実等について確認を受けた後、学長に申し出るものとする。この場合において、部局長は当該職員に対し、確認に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 学長は、第1項及び第2項の規定により申出の内容が確認できたときは、その申出を許可するものとする。
- 4 相談員は、前項の規定により申出が許可されたときは、旧姓・通称許可通知書（別紙様式2）により、当該職員の所属する部局等の庶務担当係を通じて当該職員に通知するものとする。
- 5 職員は、前項の規定による通知に基づき、旧姓及び通称を使用するものとする。

第6条 職員は、旧姓及び通称の使用を中止するときは、旧姓・通称使用中止届（別紙様式3）を提出しなければならない。

- 2 職員は、前項の旧姓・通称使用中止届を提出した時から戸籍上の氏名又は性別を使用するものとする。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年9月15日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に旧姓の使用を認められている職員は、この要項により旧姓の使用の申出を許可されたものとみなす。
- 3 この要項の施行の際現に東京藝術大学における職員の旧姓使用の取扱い及び手続きについて（平成16年4月1日学長裁定）の規定により行っている旧姓使用の手続きは、この要項により行っているものとみなす。
- 4 東京藝術大学における職員の旧姓使用の取扱い及び手続きについて（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。

(別紙様式1)

旧姓・通称使用申出書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

所 属
職 名
氏 名
(戸籍抄本等と同じ) 印

下記のとおり旧姓・通称を使用したいので、下記のとおり申し出ます。
記

1. 使用する旧姓又は通称等

氏名(和文)	姓		名	
氏名(英文)	姓		名	
性別	男性 ・ 女性			

2. 戸籍上の氏名または性別

氏名(和文)	姓		名	
氏名(英文)	姓		名	
性別	男性 ・ 女性			

3. 戸籍上の変更年月日 (元号) 年 月 日
(変更した場合に記入)

4. 使用理由:

(旧姓使用以外の場合の部局等における確認欄)

上記の客観的事実等を確認した。

(元号) 年 月 日

(所属する部局等の長)

(別紙様式2)

旧姓・通称許可通知書

(元号) 年 月 日

殿

(旧姓・通称使用担当相談員)

(元号) 年 月 日付で申出のあった旧姓・通称の使用について、下記のとおり許可されましたので、通知します。

記

1. 使用する旧姓・通称

2. 使用開始年月日 (元号) 年 月 日

(別紙様式3)

旧姓・通称使用中止届

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

所 属
職 名
氏 名 印
(戸籍抄本等と同じ)

下記のとおり旧姓・通称の使用を中止しますので届け出ます。

記

1. 中止する旧姓・通称

氏名(和文)	姓		名	
氏名(英文)	姓		名	
性別	男性 ・ 女性			

2. 使用する戸籍上の氏名または性別

氏名(和文)	姓		名	
氏名(英文)	姓		名	
性別	男性 ・ 女性			

3. 中止年月日 (元号) 年 月 日

4. 中止理由: